

平成 22 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会
第 2 回会議要旨

< 出席者 >

外部評価委員（4 名）

岡本部長、小菅委員、中原委員、山村委員、
事務局（3 名）

木内行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

< 開催日 >

平成 22 年 6 月 23 日（水）

< 場所 >

区役所本庁舎 6 階 第 4 委員会室

< 開会 >

1 補助事業費ヒアリング対象の抽出とヒアリング項目の整理について

【部会長】

外部評価委員会第2部会を始めます。

今日はヒアリング項目の抽出の続きということになります。

「地域における子育て支援サービスの充実」というのは、これはもう一度再ヒアリングしたほうがいいのではないかというご意見が出ました。

また、「生涯にわたって学び、みずから高められるまちづくり」のところというのは、個別目標及び経常事業との関係を含めて、ここは検討したほうがいいのではないか。つまり図書館のあり方、学校図書館との関係、中央図書館の話等が出まして、もう少し経常事業との関係で考えてもらったほうがいいのではないかということでした。

さらに の5「心身ともに健やかにくらせるまち」で、「食育の推進」、「新型インフルエンザ対策の推進」は再ヒアリング、インフルエンザ対策もリスク管理という面から再ヒアリングしてはどうなのだろうか、さらに個別目標と全体との関係で、聞いてみる価値があるのではないかということで終わっていたかと思います。

議論になったのが、補助事業 の5の「新宿区猫の去勢・不妊手術費助成事業」、17年の審査会がC、抜本の見直しが必要となっているということでした。それに関して、内部評価シートではどうなっているのだろうかということまでのお話だったかと思います。

飼い猫、飼い主のいない猫とかという形で出ていまして、これに対していろいろ議論のあるところだけれども、一応効果を発揮しているという評価にはなっているというところまで話しました。

17年の答申では抜本の見直し、21年度の内部評価では目標どおりの成果達成と出ています。地域の実情に合わせたルールづくりという形になっていて、個人が申請すれば飼い猫であっても、飼い主のいない猫であっても去勢手術の補助金が出るというものです。猫に起因するトラブル防止ということが一つの大きな目標であるということになっております。評価シートの「3年間を通しての評価」の「効率性・代替手段」で、一応目標は達成しているのだけれども、一方では、代替手段としてはもっと挙げろということも出ています。「目的の達成状況」では「また平成20年に設立した、人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会は、区内で取り組んでいる地域を横断的につなぎ、『地域ねこ対策の』よりいっそうの広がりを示している」ということで、人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会というもできています。これによって新宿区では動物関連苦情が減少したというようなことも言われています。17年の答申でCというのが気になる場所ですが、効果が上がっているということなので、このまま特にヒアリング項目に含めないでやっていくかということですね。

【委員】

こういう形で一応落ちついているのであれば、これはこれでいいのではないかと感じます。

【部会長】

根拠は、動物愛護及び管理に関する法律というので、昭和48年にできております。

また、東京都動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年）で、飼い主の責務ということも言っています。

【委員】

法律の組み立てで言えば、昭和48年の法律第105号、第3条で、地方公共団体は趣旨ののっとって広報とか啓蒙活動をしなさいいけないと言っているわけです。第37条で、所有者はかくかくしかじかということで不妊の手術や何かをしなさいいけないと言っているわけで、主語は所有者なのです。

そこで、それを果たさない人がいるから去勢の助成の実施のほうに来て、繁殖を抑えるために費用の一部助成をすることによって近隣に対する危害及び迷惑を未然に防止し、人と猫との調和のとれたまちづくりを目指す、こういうふうに来ているわけです。そうは言っても野良猫は減らないから、野良猫については区がやらざるを得ないとするか、ここで判断が分かれるのではないのですか。

現実にそういう猫がいる以上、それを行政が手をかけてやらざるを得ないと判断するとすれば、野良猫がどのくらいいるのか、野良猫が減ったのか、そういう調査をして、それによって減ってきているのだったら効果もあると言える。だからこのところで苦情が減少したというのは抽象的な表現で、実際に野良猫が減ったのかどうか、野良猫の中で去勢をして、苦情が減ったのか等、そういうレベルでの分析をして、効果があるか、やるべきかという議論をするべきで、苦情の有無という話ではないのです。

【委員】

野良猫の数を数えるのが難しいので、こういったことで評価するしかないのでは。

もしも、所有者の責任でしようということこの制度をなくしたときに、野良猫が増大して、苦情が増えるのであれば、考えさせられる。

【委員】

こういうふうにおさまっているというならいいのではないのかと思います。

【委員】

とりあえずは苦情の件数がどんなふうに移しているかの資料を少なくともいただく。

【部会長】

苦情が減ったというのだったら、どの程度減ったのか。

【委員】

ええ。野良猫の数をとわれても難しいと思いますので。

あとは、区の負担を増やしたほうがいいとまで言っていますよね。

【部会長】

飼い主の責任を言っているときに、飼い主のいない猫の半額ですが、飼い猫にも出しているわけですね。飼い猫に出さないと飼い主さんは結構何もしないかもしれないので、やっぱり一応出しているということはしょうがないのかなという意見もあるし、飼い猫は飼い主の責任だという人もいます。21年度だけでもいいので、何頭対象になったのか資料が必要ですね。

動物との共生ということを考えると、一つ的手段としてあってもよいのではないかということとは言えると思います。

では、次に行ってよろしいでしょうか。

20年から開始しました「夜間往診事業助成」これは健康推進課で20年開始ですので17年の答申には当然出ておりません。21年度の評価ではB、目標どおりの成果となっています。

在宅医療体制の充実を目的にしています。補助事業概要は夜間の往診に係る人件費、車両費、事務費等ということです。

新宿区医師会に対して助成をしています。概算払いということですね。清算に関しては、区の職員によって審査をして、事業実績報告書や補助対象者への聞き取りで審査をしているということです。20年度、21年度、100%使い切っております。ただ、金額的には20年度から21年度、減っています。評価区分は目標どおり達成です。

これが不思議なのですが、20年度の評価理由のところ、初年度は利用実績が当初の予定ほど上がっていませんが、区民が安心して在宅療養できるための体制づくりという目的にかなっており、徐々に利用者が増えています。また、往診の利用登録をしている区民は21年3月末で135名、うち「しんじゅく医療あんしんカード」を保持している区民は81名にのぼっていますというのですけれども、執行率は100%なのですよね。

十分に達していないというので21年度は金額が減っているのかもしれませんが、前年度に比して、利用者実績は3倍に伸びました。平成21年度中に新たに「医療あんしんカード」を保持した区民が279名となりました。普及していますと。21年12月からは介護支援専門員を通じて「医療あんしんカード」を配布できるよう事業の周知を図っています。在宅療養支援診

療所は33カ所から43カ所に増えました。体制はできていますとなっています。

【委員】

これは利用者があってもなくてもかかる費用があつてということなのではないでしょうか。

【部会長】

これは100万円とか130万円とか決まったお金を事前にお渡ししているということなのですね。「改革方針」で、20年度途中でかかりつけ医から「しんじゅく医療あんしんカード」を配布された区民からの要請にも対応できるようになった、22年度は、高齢者総合相談センターからも配布するというので、利用が進むような努力はしていらっしゃるということが言えるかと思えます。

【委員】

これで、別にヒアリングをすることもないのではないですか。

【部会長】

いかがでしょうか。

区民にとって安心した暮らしが保障されるわけですから、20年度にできて、予算の範囲内とすると、補助率10分の10ということで全額補助するという形になっております。

額の確定も第8条のところで、区長は、年度終了時に提出された事業実績報告書の内容等に基づいて交付すべき補助金の額を決定し、補助金交付通知により医師会に通知するという事なので、20年度は1,350万円でしたが、まだスタート段階でということで21年度は若干減らした、この実績を踏まえて、今年度予算になるかと思えます。そういうシステムも一応きちんと書かれている。

【委員】

これは収入から支出を引いてかなりマイナスになっているのですけれども、そうすると、これはだれが負担するのですかね。

【部会長】

随分マイナスですね。1,800万円のマイナス。結局、在宅患者やがん往診収入があるので実質的なマイナスは590万、約600万のマイナスになりますね。がん診療の収入が入るということで。それでもやっぱり600万のマイナスになっている。それは医師会の負担ですかね。

【委員】

もっと件数が増えれば、それがプラスになる可能性もあるということなのではないでしょうかね。

【部会長】

収入が増えますからね。

【委員】

人が来ても来なくてもかかる費用があるわけですね。今後伸びれば、これがプラスに転じることもあるということで、今は様子見という感じなのではないでしょうか。

【部会長】

とてもいい事業ですが、差額を医師会が負担していて問題はありませんかと聞きますか。

【委員】

区が1,000万円支出しているが、医師会の収支報告を見ると2,800万円だから2倍かかっている。

【委員】

その後、診療報酬をここから引くわけですね。

【部会長】

往診支援事業会計収支計算書だと区の1,000万円と診療報酬の1,200万円で2,200万円、支出が2,800万円で約600万円のマイナス。

【委員】

赤字ですね。

【委員】

もし、夜間往診が倍に増えればプラスに転じて、医師会がやっぱりその利潤を受けるということになるから、それを見越してということなのでは。

【部会長】

医師会で負担していますかという確認だけ。

【委員】

益が出た場合には、医師会の収入になるのかということですよ。

【部会長】

そうですね。ただ、これは必要な事業だと思いますので、特にいいとか悪いとかの判断ではないかなという気がいたします。

もっとあんしんカードの配布、高齢者の総合相談センターなどに配布したりして周知徹底の努力をすると書いてあるので、これを継続していただくということになるのかと思います。

【委員】

でも、21年度の支出を見ると、3,000万円なのだよ。2,000万円も赤字になっている事業でいいのでしょうか。

【部会長】

その辺は聞いていただきましょう。

【委員】

これに診療報酬が入るんですか。

【部会長】

はい。総事業費で3,000万円、診療報酬が一千万、補助対象経費が2,000万円、基準額が1,000万円、補助金は1,000万円しか出ないという計算です。

「改善方針」に区民の人たちに知ってもらおうと書いてありますので、今までどおりやっていただけばいいだろうという話になると思います。ただし、マイナス分はどこが負担しているのかだけご確認いただきたいということによろしいでしょうか。

【委員】

支出の面は、人件費がほとんどですね。当番医の日当5万円、年末年始7万5,000円。医師が待機しているから、いてもいなくてもこれを払っている。

【委員】

それで、泊まりになると1日当たり7,000円つく。その事務担当も1万5,000円つく。

外部評価委員として、こういう賃金が妥当かどうかじゃないのかな。制度そのものは当然いわけですから。

【委員】

評価委員会委員としては、区のお金を1,000万円使っている以上、医師に対して、まず区民のために労を惜しまずやっていただくことに敬意を表すると同時に、こういう人件費というのが妥当かどうか、高い安いじゃなくて、そういう評価をするというのが前提ではないでしょうか。そのためには、ヒアリングをしないとこれだけでは分からないでしょう。

【部会長】

制度としてはとてもいいわけなのですけども、おっしゃったように、その額的なことが妥当なのか。

【委員】

当委員会としては、この事業を継続するために1,000万でいいのかどうかというのもお聞きしたいですね。

【委員】

医師会が、事業の計画書を出していたときからマイナスを見込んでいた。

【委員】

特に例の大きい病院の関係で、かかりつけ医というのができたからね、制度として。

【部会長】

だから、なるべく救急車を使って大病院に集中するよりは、こういうところということだと思います。

いい事業だと思うからこそ健康推進課にヒアリングしたいということですね。

次の「妊婦健康診査費助成（里帰り等）」については、これも20年開始ということで、この趣旨というのは、東京都外での妊婦健康診査等、やむを得ない事情により自己の負担で妊婦健康診査を受診した者に対して、妊婦健康診査費の一部を助成することにより、費用負担の軽減を図り、区民が安心して出産できる環境を整えるということで、いわゆる里帰りして子供を産むときということですね。

評価としては目標以上の成果が上がったということです。

21年度に関しましては大幅に金額アップということで、執行率224%になっています。

東京都内だと妊産婦健診は、無料でできる。ところが、都外では自己負担になる。

そこで、14回分の補助を出している。ただし、海外において健診した場合は使えませんとなっているということですね。やはり少子化対策の一環ということになっております。

「22年度の予算案の概要」の67ページのところに妊産婦健診等というのがありまして、都が

らのお金も出ていて、妊産婦健診に係る費用の一部を公費負担する。妊産婦健診14回までと、あと超音波3回までは都が券を出して補助します。ところが、里帰りをしてそこで産もうと思った場合、自己負担がかかってしまう。いずれは新宿区に帰ってきてくれる赤ちゃんであろうということを想定して、妊産婦健診等の都の負担部分と同じものを金額として新宿区は出そうというものです。これは。

実施要綱では、妊産婦健診は社団法人東京都医師会に加入する医療機関が行う。実施方法は東京都医師会及び医師会非加入医療機関と委託契約を締結し、東京都医師会に加入しておらず、原則として標ぼうする診療科目に産婦人科を掲げる医療機関でもできる。

東京都内であれば、どこでもいいのですけれども、たまたま実家が隣の県の埼玉だ、神奈川だとなると、それが使えないから、新宿区の場合は区で見ましょうということですね。

【委員】

これは結構、予算を大幅に上回っていますが、今度予算は倍増されて出てくるということになりますか。

【事務局】

去年は、「妊婦健康診査費助成」という補助事業がありましたが、22年度から廃止されていて、それと統合されたのではないかと思います。

【部会長】

この事業に関しては、確認していただくというのがまず先ですね。

「課題」、「改革方針」に海外での受診云々が何回も出ているということから、海外については負担額とか健診の記録が難しいのでできませんということで、要望はあるのだろうかということがここでわかります。

これは確認してから考えるということによろしいでしょうか。

【委員】

少子化対策として、妊婦に対する補助金だけではなくて、不妊治療をした方は、病気じゃないということですから自己負担になっていますが、ぜひ補助制度を、今のところないとしても、新宿区として取り上げて欲しいなと常々思っています。

【部会長】

関連のものがあればついでに言えると思いますが、これは妊娠して以降の話なのでですけども、外部評価委員会としては、ちょっと難しいかと思えます。

【委員】

わかりました。

【委員】

金額のコストは5,000円で賄えるのですか。

【部会長】

このあたりというのは、大体都の補助金と合わせているのだと思えます。

【委員】

もちろんこれは健康保険が使えない。

【部会長】

使えないです。

次が、 の1の「地区民生委員・児童委員協議会に対する研修補助金」これは17年度ではA、問題なし。21年度の評価でも目標どおりということになっております。

これは、事業評価シートを見ますと、民生委員の活動を支援するということで研修に要する費用の一部を負担しますということで、10地区の地区民生委員・児童委員協議会に補助金を出していますということです。

これは昭和44年から続いている長い事業ということになります。執行率は大体9割前後で19年は99.94%、すごい執行率でしたが、21年度はそれでも90%です。目標どおり達成。

10地区あって、21年度で9地区の申請については補助事業を理解して良好な研修が実施されている。なお、都内近隣地区を研修先として実施された1地区は、経費をかけない方法で実施し、今回お金がかからなかったというので90%執行という形かと思えます。

効果は十分に出しているということで、「課題」としては、「各地区が自主的に企画・実施している研修会、講演会等であり、その経費の一部として重要な助成金となっているため、良好な補助事業である」ということで、区からの補助事業は今後も継続していくということになっておりますが、もうこれは補助金が12万8,500円と決まっているのですね。

【委員】

そうですね。

【部会長】

その範囲の中でやりなさいと。丸々補助というわけではなくて半額を上限とするということなので、実際にはこの倍かかっていると考えていいですね。

民生委員の方の持ち出し分というのが、同じぐらいあるということですね。

継続している事業ですけれども、あくまで半額の指定で、これが適切だとかどうということかということでしょうかね。

【委員】

これはこれでいいのではないのですか。

【部会長】

はい。これは特に問題なし。

次、「区遺族会に対する慰霊祭運営経費等補助」これは17年度の答申でC、抜本の見直しが必要となっております。ただ、21年度評価では目標どおり達成ということで、このCに対してどういうふうに対応したかということが1つ気になるところです。

補助率が上限31万5,000円です、毎年。内容も同じですね。区内戦没者慰霊祭の主催・沖縄慰霊巡拝等の参加を通じて戦没者を追悼し、恒久平和を願う運動を推進するという目標となっております。

遺族会の歳入の約3割が補助金だと。補助金なくしては遺族会の事業の執行に支障を来すだ

ろうということです。これもいろいろ難しいかとは思いますが、17年の答申に対してはどうでしょうね。趣旨として、私は全く問題ないと思います。

【委員】

17年度の指摘は、事業の補助に変えなさいという意味で指摘したのではないですか。

今は、慰霊祭運営に関連する経費だとか恒久平和をやる運動に対して出しているでしょう。だから表現を見るとこれでいいじゃないのとなるでしょう。

【部会長】

一応改善した。いかがでしょうか。

【委員】

財源について、この活動において自己負担部分がある程度あって、きちっと行われているかどうかあたりをチェックするならばするところですね。

第2条で、遺族会が自主的に行う事業のうち、次に掲げる事業について助成し、31万5,000円を上限とします。収支計画書は出しますとなっていますから、これにのっとって行われている限りにおいては、いいということじゃないですか。

【委員】

3事業のみの助成なのですね。

【部会長】

そうですね。具体的に事業が挙がっている。

【委員】

「課題」で、遺族会の収入に占める区からの補助金の割合は30%を超えており、新宿区の補助金なくして各事業の執行に支障を来すとありますが、収入に占める割合が30%というのは、いくらもありますね。こういうことを課題に挙げる必要もないのではないかと思います。

【委員】

高齢化が進んでいるわけだから、何人ぐらいの会員なのか、3つの事業の参加数等は、調べておいたほうがいいと思います。

【部会長】

区内戦没者慰霊祭等に関する助成金交付要綱の上のほうにある、実績で見ますと、慰霊祭開催には60人、沖縄には3人、戦没者追悼には延べ19人となっています。

ただ、予算決算でいくと実績がかなり下回るのですよ。予定人数が下回っているのですが、結局全部使っている。

【委員】

この新宿区の負担割合が30%を超えておりという、30%を超えているというのは、具体的にはどこの部分でわかるのですかね。

【委員】

歳入歳出予算書というのがありまして、そこの歳入の部のところで、助成金が全体の歳入の大体30%を超えているということを言っているのではないかと思います。

【委員】

歳入で本年度助成金が31万5,000円、会費が29万円、特別会費が29万円。助成金と会費と比べてみると同じくらいですね。遺族会は、助成金以上に会費収入を取って運営されていて財政は健全であるということですね。補助金なくしては成り立たないということではないですね。

【委員】

課題に書くことではないですね。

【部会長】

ただ、例えば沖縄に4人行くことになっていて、8万円掛ける4人で32万円を計上しています。結果は、3人で32万1,000円となっています。次のお骨のお迎えでは、延べ80人の予定が延べ19人でした。4万円の予算が1万4,500円になっています。助成対象経費が計43万円で、31万5,000円の助成金となっています。

【委員】

参加者が少ない、それぞれの個別の計画では下回っているということだよな。

【部会長】

そうなのです。それがちょっとおもしろい。

【委員】

それぞれの事業ごとに助成額をどういうふうに分けて使っているのかということ。

【部会長】

予算をみると助成対象が54万8,000円で、そのうちの31万5,000円を助成してくださいということだと思います。結果として、43万円の助成対象経費となったとして問題はないのですけれども、ちょっと見込みの差が大きいかなと思います。不適切な支出だということではなくて、もう少し現実に見合った予算の立て方が必要なのではないかと思います。

これは、「22年度の予算(案)の概要」の133ページ、「平和都市の推進」のところとも恒久平和を考えるという意味では、連動する事業なのかなと思います。

次、「障害児等タイムケア事業運営助成等」で、19年度に始まっています。21年度の評価はBです。

特定の団体に補助しております。社会福祉法人新宿あした会、事業所名はまいペースということで、「地域生活支援事業としてタイムケア事業を位置づけ、障害児（特に中・高校生）の放課後等の日中活動支援を図るとともに、必要な職員配置を行うための助成を行うことで重度障害児に対する支援充実を図ります」ということです。

これは、23年度からは新しい事業になる可能性があるということですね。

【委員】

子ども総合センターができますから、そこに合併でしょうね。

【部会長】

そうですね。

次は、「特別養護老人ホーム等建設事業助成」で、方法等の見直しが必要というのが17年度

の補助金審査委員会でのBなのです。21年度の評価では目標どおりの成果になっているということですが。

【事務局】

これについてはちょっと説明させていただきます。

これについては、特別養護老人ホームを新宿区でつくる建設助成という意味ではないのです。よそでベッド確保をするための助成です。それを一括で払うのではなく、分割して支出しているのです、ずっと続いているというものです。

【部会長】

ということは今、新宿区は、ここにあるように300ベッドを区外で持っているということで、毎年12件ずつ償還しているということですね。

【事務局】

そうです。

【部会長】

そうですね。だからこれを廃止しちゃうと、信義にもとることになるわけですね。他市に対して。

【委員】

実際にそれで利用しているのですか。

【事務局】

その内容については確認がとれますので、改めて実際どれぐらい利用されているのか、埋まっているかどうかは確認をとることはできると思います。

【部会長】

区内でも特養とか老健とかができてくる状況から考えますと、この事業が始まった昭和56年の状況とは変わってきている。ただ、本当に、約束事ではあるのだけど、いまだに300床に対してきちんと区の方が使わせてもらっているのかどうかという確認ですね。それは確認していただくということによろしいですか。

どの地区にあって、その300床をどの程度活用しているか、これは確認という形でお願いします。

終了した後に契約はなくなるのか。そうすると、もしも今、300床の区外の施設を新宿区の人が利用しているとして、契約がなくなった場合、その300床の人たちが、区の予定から消えなきゃいけないから在宅サービスを充実するか、区内に300床建てるかみたいな話になっていく可能性もありますよね。それは確認をお願いします。

【事務局】

はい。

【委員】

これは、事業の評価として、ヒアリングは必要ないですかね。つまり区の総合計画に基づく大変経費のかかる事業なのですね。

今、区の行政は、高齢化が進み、1,000とか2,000とかという数の待機者がいる中で、財源を含めた計画を立てているわけだけでも、どういうふうに進めていくのか。これは区だけでは当然できない、国と都と区の3者が、それぞれ分担して進めていくわけですね。施設そのものについても、区民にとって最も関心のあることです。

評価委員会としては、区民の要望に応えられるような事業になっているかどうかということ、時間をかけていろいろな角度から評価すべきだと思います。

新宿区だけではできないわけですから、例えば土地一つの問題をとっても、どういうふうに確保していくのか、中長期的な計画で進めるわけですね。区内で収容するというのももう不可能に近いですから、東京都外にお世話になっているような状況ですよ。

これはヒアリングなくしては評価できないし、億というお金を使うわけですから、それなりに評価をきちんとしないといけないと思います。

【部会長】

「福祉サービス第三者評価受審費用助成」、「介護福祉士資格取得費用助成」は、介護保険課の事業になっておりますので、この事業も含めて介護保険課に、今のお話も含めて聞くということは可能だと思います。

次は、「特別養護老人ホーム運営助成」経営支援補助金ですね。特別養護老人ホームあかね苑と北新宿特別養護老人ホームに対して助成をしているということです。

この2つは、介護保険導入前に区の施設として開設し17年度に自主事業化した。これは民間移譲したということですか。

そこに対して、利用者のサービスの維持・向上など、区民等の要望にこたえられる施設となるための運営費に要する費用の一部を補助するとして、あんまマッサージ指圧師の加算等を行っています。全部前払いです。

【委員】

ぴったり予算と決算が合っているというのがどういうことなのか。

【部会長】

ぴったり合っていますね、目標どおり。

評価理由が、「特別養護老人ホームの入所希望者が1,000名を超える状況の中、東京都の助成金制度が適用されない特別養護老人ホームに補助金を交付したことは、区民の高齢者福祉に対する期待に応え、ひいては区民サービスの維持向上に寄与しています」。「21年度まで前払い金で交付され実績報告の提出は求められていませんでしたが、補助金の透明性の確保の視点から実績報告を求める必要があります」という課題があって、「22年度より要綱を整備し、実績報告の提出と福祉サービスの第三者評価について返還金がある場合は返還を求めることとしました」というので、少し変わったのですね。それが今皆さんのお手元にあるこの要綱です。22年4月から実施となっております。

金額は結構大きいですよ。

【委員】

たくさん待っている人がいるわけですね。入所した人たちだけが手厚くいろいろな補助を受けて、待っている方が何も受けない、区の財政を費やすのに、その辺の公平性はどうかのさうという気がします。

【委員】

それが、経常事業等を含めて全体像を明らかにしないと、はっきりしないのではないか。

【委員】

それはウェイティングリストみたいなのがあって、長い間待っている人から順番となるのでしょうか。

【委員】

ポイントがありまして。ポイントが年に2回変わっていきます。

【委員】

ポイントが高い方から。長い間待っている方というのも、一応ポイントとしてあるのですか。

【委員】

状況によってですね。それをペーパーでやる。どうしても不公平感が出てしまう。例えばご両親がいても介護認定を取っていなければ上がってしまう等、非常に不公平感があります。これは心情を入れたら大変なことになりますのでペーパーだけでやっている。

あかね苑の場合に普通認定が3か4ぐらいの人で大体600から800番待ちなのです。大体3カ所ぐらい申し込めて、待っているわけですね。でも、現実にはほとんどの人が入れない。ですから、あきらめると同時に、家族犠牲というか、2人のうち1人が職を辞して在宅でやっている。区としても全部特養対象の人を受け入れるというのは不可能じゃないですかね。

土地とお金があっても近隣の了解が得られないと今は建てられませんから、そういう問題も含めて大変な問題なのですよね。区民が一番不安に思っているのはこれなのですよ。結局みんな在宅になる。在宅になると家族のだれかが犠牲になる。これが現状です。

【部会長】

入所した人に対しては手厚いけれども、在宅の人はどうするのか。増やす努力とか、介護保険全体もしくは今の高齢者福祉に対してどういうスタンスを持って事業に対応しているのか、このあたりを介護保険課にヒアリングをするという方向で考えたいと思います。

【委員】

お願いします。

【部会長】

一応全部終わった後でヒアリングを、またどういう項目でいつするかということをしなければいけないと思います。

今日は本当にご苦労さまでした。またよろしくお願いいたします。

< 閉会 >